



暮らしの情報ページ



5月5日~11日
児童福祉週間

最近ニュースや新聞などで父母や養育者から暴力、せつかんなどを受けている子どもたちの悲惨な状況が報道されています。児童虐待は人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与える行為で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損ないます。これらの見過ごしてはならない状況から子どもたちを守るために、私たちには児童福祉法で福祉事務所や児童相談所へ通告することが義務づけられています。また、国連でも、差別や不当な取り扱いによって、子どもの権利が侵害されることのないよう子どもの権利条約(政府の訳では「児童の権利に関する条約」)を定め、世界の国々が協力して子どもの健やかな成長をあたかく支援していくことを求めています。

今、子どもたちの 人権が侵害されている

差別
暴力
放棄



ダイオキシン類濃度調査結果

平成10年8月および平成11年2月に実施した、市内大気中のダイオキシン類濃度調査結果についてお知らせします。また、平成11年1月に実施した、下河内中公園での土壌再調査結果についても、併せてお知らせします。

調査日時

大気▶夏季...平成10年8月25日▶冬季...平成11年2月2日
土壌再調査...平成11年1月20日

調査結果

大気調査

(pg-TEQ/m³)

調査地点	夏季	冬季	年平均値
上久保公園	0.23	0.35	0.29
下河内中公園付近	0.31	0.35	0.33
第一環境センター付近	0.27	0.29	0.28
新狭山公園	0.35	0.33	0.34
三市一町行政境付近	① 0.43 ② 0.41	0.51	0.47
フラワーヒル西公園	0.29	0.50	0.40
狭山市役所	0.24	0.15	0.20

三市一町行政境付近は二重測定

土壌再調査

(pg-TEQ/g)

調査地点	調査結果	
下河内中公園 (2地点を測定)	① 120	② 120

pg(ピコグラム)は1兆分の1グラム。TEQ(毒性等価換算濃度の略)はいろいろなダイオキシンを最も毒性の強いダイオキシンに換算して表したもの

調査報告

1 冬季環境大気におけるダイオキシン類濃度は、0.15~0.51pg-TEQ/m³を示し、年平均値では0.20~0.47pg-TEQ/m³となり、全ての地点で環境庁で設定している大気環境指針(年平均値0.8pg-TEQ/m³以下)を下回るものでした。

2 昨年9月の土壌調査で250pg-TEQ/gを示した下河内中公園の再調査では、調査箇所の2か所とも前回の約半分の値、120pg-TEQ/gであり、環境庁の土壌の暫定的なガイドライン値(1,000pg-TEQ/g)を下回るものでした。異性体の分布により、前回調査同様、PCPなどの農薬の影響が考えられます。なお、同公園は芝生に覆われており、特に対策をとる必要はないと考えられます。

問い合わせダイオキシン対策チームへ内線3651

暮らしの情報ページは主に公共機関などからのお知らせを掲載します。問い合わせや申し込みなどは→の記号で表示します。市役所の代表電話番号は☎042-953-1111です。

子どもたちの心身を傷つけ、 健やかな成長や発達を損なう児童虐待

虐待に気づいたら
子どもの様子から虐待が疑われるときは、福祉事務所か児童相談所に連絡してください。関係機関と連携して援助にあたります。

また、子どもが身体的暴力や養育の放棄などの虐待の結果、重い外傷や脱水症状などで生命が危ぶまれるときや、子どもを家庭に帰すと虐待が繰り返されると考えられるときは、速やかに警察に連絡し子どもの身体の安全確保に努めてください。医療が必要な場合には警察から医療機関に連絡をします。警察から連絡を受けた福祉事務所、児童相談所がその後の対応を行います。

のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければならぬ」と通告義務を定めています。

この規定は発見した人が保護者に監護させることが「不適当」であると認めれば通告しなければならぬと定められたもので、発見者に虐待について通告したことの適否の責任を負わせるものではありません。虐待であるかどうかの判断よりも子どもの生命や権利を守ることを優先して通告してください。

通告義務
児童福祉法第25条では、「保護者

通告についての秘密保持
通告を受けた福祉事務所や児童相談所は、通告の内容や通告者について

子どもの権利条約に関する主な内容

- ① 18才未満のすべての子どもを対象とします
- ② 国籍、民族、出身地、性別、障害などで子どもを差別することを禁止しています
- ③ 子どもは成長のために何が最も大切かを考慮しましょう
- ④ 両親は子どもを守り、指導する責

- 任があります
- ⑤ 子どもは、生命に対する権利を持ち、生きていくことと成長・発達が最大限に保障されなければなりません
- ⑥ 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません
- ⑦ 子どもは自由に考え、自分の意見を自由に表明し、自分を自由に表現

ての情報などを親に伝えることはありません。関係機関などが十分な連絡を取り合いながら協力して児童と家庭への援助を行います。

世界各国が子どもたちの成長を支援

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

「子どもの権利条約」(政府の訳では「児童の権利に関する条約」)は、世界中の子どもの基本的人権を広く認めるものです。世界では、今なお、救いの手を差しのべられることもなくさまざまな状況の中で苦しんでいるたくさんのお子もたちがいます。また、先進国といわれる国でも、いろいろな差別や不当な取り扱いによって、子どもの権利が侵害されています。このため、この条約では世界の国々が協力して子どもの健やかな成長をあたたく支援していくことを求めています。

- く、自由に集うことが認められるべきです
- ⑧ 子どもは虐待、放任、搾取等不当な取り扱いから守られるべきです
- ⑨ 家庭環境を奪われた子どもは、保護及び援助が与えられるべきです
- ⑩ 障害のある子どもは、その尊厳を確保され、自立と社会参加への支援を得て、十分かつ相応な生活を送ることができなければなりません

連絡先

児童福祉課：内線1533 家庭
児童相談室：内線1535 所沢児
童相談所：☎992-4152

条約のあゆみ

1959年、「児童の権利宣言」が国連総会で採択され、その20周年に当たる1979年を国際児童年に指定しました。1989年11月20日、「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、20か国の締結により翌年9月2日に発効しました。1994年4月22日、日本は国連加盟国の中で158番目にこの条約を批准し、同年5月22日から国内で発効しました。

問い合わせ
児童福祉課へ内線1533

- ⑪ すべての子どもは、教育を受ける権利があります
- ⑫ 子どもは法律に反して自由を奪われることや、搾取されることから保護されます。また、自由を奪われた場合も適正に取り扱われなければなりません
- ⑬ この条約の内容を大人にも子どもにも広く知らせなければなりません